

方外院永代納骨堂使用規則

第1条 名称

本施設の名称は、「方外院永代納骨堂」とします。

第2条 管理

本施設の運営・管理は、宗教法人龍湖山方外院が行います。

第3条 使用資格

- 1、本施設は、本規則に同意し、永代供養料を納め、契約を交わした方が使用できます。
なお、使用権を他者に譲渡することは禁じます。
- 2、本施設の使用に当たり、過去の宗旨・宗派は問いません。
ただし、納骨後の供養は当院の宗旨に則って行います。

第4条 永代供養料

永代供養料は契約時にお納めください。永代供養料の詳細は以下の表の通りです。

使用形態	供養料	備考
永代供養を希望される方	1霊30万円	納骨後32年で本施設内に合祀します
初めから合祀供養を希望される方	1霊10万円	

(注1) 上記以外に管理費などはありませんが、年回法要などを行う際のお布施は別となります。

(注2) 種々の状況が考えられますので、その状況に応じて相談に乗らせていただきます。

第5条 納骨の手続き

本施設に納骨する際は、市町村等が発行する埋火葬許可証または改葬許可証を当院に提出して下さい。

第6条 永代供養の内容

- 1、納骨後の供養は、当院の宗旨に則って行い、寺の存続する限り続けます。
- 2、本施設の墓誌に納骨者の戒名を記載します。
- 3、毎年の盆と彼岸に供養の読経をいたします。
- 4、本施設への納骨から32年を経た際(33回忌後)、遺骨は施設内に合祀いたします。

第7条 遺骨の返還

納骨後の遺骨の返還は、特別の場合を除き、認めません。

第8条 供養料の返還

納骨後の永代供養料の返還は認めません。

第9条 使用資格の喪失

使用者が本規則に違反したり虚偽の申請をしたりしていた場合、使用資格を取り消します。

第10条 不可抗力による事故の責任

自然災害などの不可抗力による事故被害については、当院は責任を負いません。

第11条 その他

本規則に定めるものの他の事項については、当院が考慮して決めます。

また、本規則は必要に応じて当院が改正することがあります。

平成24年8月10日 施行
宗教法人 龍湖山方外院